

第五十一回国会 法律 務 委員 会 議 録 第二十一号

昭和四十一年三月三十一日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 唐澤 俊樹君

理事 四宮 久吉君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

理事 田中綱之進君

理事 大竹 太郎君

理事 濱田 幸雄君

理事 細迫 兼光君

理事 佐伯 宗義君

理事 千葉 三郎君

理事 森下 元晴君

理事 横山 利秋君

理事 出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

検事 新谷 正夫君

(民事局長)

委員外の出席者

専門員 高橋 勝好君

三月三十日

借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

一三五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

一三五号)

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第二

七号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

この際、発言を許します。横山利秋君。

○横山委員 先般、本委員会でお断りをしておき

ました、商法の一部を改正する法律案に対する問

題点について、きょう配付をされたのであります

が、一見をいたしましたところ、非常に要領よく

整理されておりますが、これは本委員会におきま

して御説明を願いたいと思っておりますが、しかるべき

時期にそういとお断りを委員長にお断りしたいと思

います。いかがですか。

○大久保委員長 ただいま横山委員からの御発言

につきましましては、趣旨に沿ひまして善処いたした

と思っております。

○横山委員 この機会に、私、初めて衆議院常任委

員会調査室規程というのを見たいわけでありませ

が、これによりますと、第五条に「各常任委員は調

査室の事務は、次の通りとする。」として、七項目の

事務の任務が書かれておるわけでありませ。その

中に、第二に、「付託案件(これに準ずる案件を含む。)

の提案理由、問題点、利害得失その他必要と認め

らるる事項の調査及び参考資料の作成」とありませ

す。私が十一年前に国会へあがってまいりました

際に、大蔵委員会でやっておたわけでありませ

が、その付託案件の問題点並びに利害得失につい

て常に詳細な客観的な資料を提出されておたわけ

でありませ。その後、どういふわけか知りませ

んけれども、各専門員室におきまして、問題点並び

に利害得失について客観的な資料の提出をするこ

とを何かちゅうちょしているやに雰囲気が見られ

るのであります。今回私がお願いいたしました商

法の一部を改正する法律案に対する問題点は、そ

の意味におきましてはこの調査室規程の第五条第

二号にびつたり該当すると思われ。したがいま

して、今後はひとつ、私も要求するといふこと

にかかわらず、すべての法案にわたって第五条第

二の付託案件に関する問題点並びに利害得失につ

いて、専門員室においては御苦労でありませ。ま

ひとつ客観的なこの種の資料の提出をわすらわし

たいと思ひますが、いかがでございますしうか。

○大久保委員長 ただいまの横山委員の御発言に

つきまして、付託されました案件についての基礎

的な調査を行なっておりますが、さらに督促いた

しまして御趣旨に沿ひよう善処いたしたいと思

っております。

○大久保委員長 借地法等の一部を改正する法律

案を議題といたします。

借地法等の一部を改正する法律案

借地法等の一部を改正する法律

(借地法の一部改正)

第一条 借地法(大正十年法律第四十九号)の一

部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条ノ二 防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利

用状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ現ニ

借地権ヲ設定スルニ於テハ堅固ノ建物ノ所有

ヲ目的トスルコトヲ相当トスルニ至リタル場

合ニ於テ堅固ノ建物以外ノ建物ヲ所有スル旨

ノ借地条件ノ変更ニ付当事者間ニ協議調ハザ

ルトキハ裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ其ノ借

地条件ヲ変更スルコトヲ得

増改築ヲ制限スル旨ノ借地条件ヲ存スル場合

に於テ土地ノ通常ノ利用上相当トスベキ増改

築ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ裁判所

ハ借地権者ノ申立ニ因リ其ノ増改築ニ付テノ

土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ

与フルコトヲ得

裁判所ハ前二項ノ裁判ヲ為ス場合ニ於テ当事

者間ノ利益ノ衡平ヲ図ルニ必要アルトキハ他

ノ借地条件ヲ変更シ、財産上ノ給付ヲ命ジ其

ノ他相当ノ処分ヲ為スコトヲ得

裁判所ハ前三項ノ裁判ヲ為スニハ借地権ノ残

存期間、土地ノ状況、借地ニ関スル従前ノ経

過其ノ他一切ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス

借地権者方更ニ借地権ヲ設定シタル場合ニ於

テ必要アルトキハ裁判所ハ後ノ借地権者ノ申

立ニ因リ其ノ者ノ借地権及前ノ借地権者ノ借

地権ニ付第一項乃至第三項ノ裁判ヲ為スコト

ヲ得

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ

外第一項乃至第三項又ハ前項ノ裁判ヲ為ス前

鑑定委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九条中「前七条」を「第二条乃至前条」に

改め、同条の次に次の三条を加える。

第九条ノ二 借地権者ガ賃借権ノ目的タル土地

ノ上ニ存スル建物ヲ第三者ガ賃借権ヲ取得シ又ハ

転借スルモ賃借人ニ不利ナル虞ナキニ拘ラ

ズ賃借人ガ其ノ賃借権ノ譲渡又ハ転貸ヲ承諾

セザルトキハ裁判所ハ借地権者ノ申立ニ因リ

賃借人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

此ノ場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル

ルニ必要アルトキハ賃借権ノ譲渡若ハ転貸ヲ条

件トスル借地条件ノ変更ヲ命ジ又ハ其ノ許可

ヲ財産上ノ給付ニ係ラシムルコトヲ得

裁判所ハ前項ノ裁判ヲ為スニハ賃借権ノ残存

期間、借地ニ関スル従前ノ経過、賃借権ノ譲

渡又ハ転貸ヲ必要トスル事情其ノ他一切ノ事

情ヲ考慮スルコトヲ要ス

第一項ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所ガ定

ムル期間内ニ賃借人ガ自ら建物ノ譲渡及賃借

権ノ譲渡又ハ転貸ヲ受クベキ旨ノ申立ヲ為シ

タルトキハ裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ラズ相当

ノ対価及転貸ノ条件ヲ定メテ之ヲ命ズルコト

ヲ得此ノ裁判ニ於テハ当事者双方ニ対シ其ノ

義務ヲ同時ニ履行スベキコトヲ命ズルコトヲ

得

前項ノ申立ハ第一項ノ申立ノ取下アリタル

トキ又ハ不適法トシテ同項ノ申立ノ却下アリ

タルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第一類第三号 法務委員会議録第二十一号 昭和四十一年三月三十一日

一

第三項ノ裁判アリタル後ハ第一項又ハ第三項ノ申立ハ當事者ノ合意アルニ非ザレバ之ヲ取下ケルコトヲ得ズ

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ外第一項又ハ第三項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員會ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九條ノ三 第三者ガ貸借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ競売又ハ公売ニ因リ取得シタル場合ニ於テ其ノ第三者ガ貸借權ヲ取得スルモ貸借人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ貸借人ガ其ノ貸借權ノ讓渡ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ其ノ第三者ノ申立ニ因リ貸借人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ當事者間ノ利益ノ衡平ヲ圖ル為必要アルトキハ借地條件ヲ變更シ又ハ財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ申立アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ申立ハ建物ノ代金ヲ支払ヒタル後二月内ニ限り之ヲ為スコトヲ得民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九條ノ規定ハ同條ニ規定スル期間内ニ第一項ノ申立ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ四 第九條ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人ト貸借人トノ間ニ、前條ノ規定ハ土地ノ転借人ヨリ競売又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル第三者ト貸借人トノ間ニ之ヲ準用ス但シ貸借人ガ第九條ノ二第三項(前條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ申立ヲ為スニハ転借人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十一條中「第八條」を「第八條ノ二、第九條ノ二(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第十二條に次の二項を加える。

地代又ハ借賃ノ増額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル地代又ハ借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒ

タル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年一割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

地代又ハ借賃ノ減額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル地代又ハ借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払フ受ケタル額ガ正当トセラレタル地代又ハ借賃ヲ超ユルトキハ超過額ニ一年一割ノ割合ニ依リ受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

本則中第十四條の次に次の十五條を加える。

第十四條ノ二 第八條ノ二第一項、第二項若ハ第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九條ノ三第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定メタル事件ハ借地權ノ目的タル土地ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス但シ當事者ノ合意アリタルトキハ其ノ所在地ノ簡易裁判所之ヲ管轄スルコトヲ妨ゲズ

第十四條ノ三 特別ノ定アル場合ヲ除キ前條ノ事件ニ関シテハ非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編ノ規定ヲ準用ス但シ同法第六條、第七條、第十五條及第三十二條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ四 第九條ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人ト貸借人トノ間ニ、前條ノ規定ハ土地ノ転借人ヨリ競売又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル第三者ト貸借人トノ間ニ之ヲ準用ス但シ貸借人ガ第九條ノ二第三項(前條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ申立ヲ為スニハ転借人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十四條ノ五 鑑定委員會ハ三人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

鑑定委員ハ左ノ者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス但シ特ニ必要アルトキハ其ノ他ノ者ニ就キ之ヲ指定スルコトヲ得

第十四條ノ六 裁判所ハ審問期日ヲ閉キ當事者ノ陳述ヲ聴クコトヲ要ス

當事者ハ他ノ當事者ノ審問ニ立会フコトヲ得第十四條ノ七 裁判所ハ職權ヲ以テ事実ノ探知ヲ為シ及職權ヲ以テ又ハ申出ニ因リ必要ト認ムル証據調ヲ為スベシ

証據調ハ民事訴訟ノ例ニ依リ之ヲ為ス第十四條ノ八 裁判所ハ審理ヲ終結スルトキハ審問期日ニ於テ其ノ旨ヲ宣言スベシ

第十四條ノ九 第八條ノ二第一項乃至第三項若ハ第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九條ノ三第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ裁判ハ確定スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十四條ノ十 前條第一項ノ裁判ハ當事者又ハ最終ノ審問期日後裁判確定前ノ承継人ニ對シ其ノ効力ヲ有ス

第十四條ノ十一 第八條ノ二第三項若ハ第五項、第九條ノ二第三項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九條ノ三第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ニシテ給付ヲ命ズルモノハ強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第十四條ノ十二 第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ハ其ノ効力ヲ生ジタル後六月内ニ借地權者ガ建物ノ讓渡ヲ為サザルトキハ其ノ効力ヲ失フ但シ此ノ期間ハ其ノ裁判ニ於テ之ヲ伸長シ又ハ短縮スルコトヲ得

第十四條ノ十三 民事訴訟法第三百六條及第二百三條(和解ニ関スル部分ニ限ル)並ニ民事調停法第二十二條ノ規定ハ第十四條ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十四 當事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四條ノ二ノ事件ノ記録ノ閱覽ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法第五百一十一條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十五 第十四條ノ二ノ事件ノ申立ヲ為スニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス第十四條ノ九第一項ノ裁判ニ對スル抗告及抗告裁判所ノ裁判ニ對スル抗告ニ付亦同シ

前項ノ手数料ノ額ハ借地權ノ目的タル土地ノ価額一万円ニ付同項前段ノ手数料ニ在リテハ五十円、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十円ヲ超ユルトコトヲ得ズ

第十四條ノ十六 民事訴訟法第四百四條(第二項中同法第八十九條乃至第九十四條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ第九條ノ二第四項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ之ヲ準用ス

(借家法の一部改正)

第二條 借家法(大正十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の二項を加える。

借賃ノ増額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年一割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

第十四條ノ十七 民事訴訟法第三百六條及第二百三條(和解ニ関スル部分ニ限ル)並ニ民事調停法第二十二條ノ規定ハ第十四條ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十八 當事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四條ノ二ノ事件ノ記録ノ閱覽ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法第五百一十一條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十九 第十四條ノ二ノ事件ノ申立ヲ為スニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス第十四條ノ九第一項ノ裁判ニ對スル抗告及抗告裁判所ノ裁判ニ對スル抗告ニ付亦同シ

前項ノ手数料ノ額ハ借地權ノ目的タル土地ノ価額一万円ニ付同項前段ノ手数料ニ在リテハ五十円、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十円ヲ超ユルトコトヲ得ズ

第十四條ノ二十 民事訴訟法第四百四條(第二項中同法第八十九條乃至第九十四條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ第九條ノ二第四項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ之ヲ準用ス

(借家法の一部改正)

借賃ノ減額ニ付当事者間ニ協議譲ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額を正當トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヲ受ケタル額ガ正當トセラレタル借賃ヲ超ユルコトハ超過額ニテ割合ニ依リ受領ノ時ヨリノ利息を附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

第七條ノ次に次の一條を加ふる。

第七條ノ二 居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人ガ相續人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ當時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為サザルモ賃借人ト事実上夫婦又ハ養親子ト同様ノ關係ニ在リタル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ權利義務ヲ承継ス但シ相續人ナクシテ死亡シタルコトヲ知りタル後一月内ニ賃借人ニ対シ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃借關係ニ基キ生ジタル債權又ハ債務ハ同居ノ規定ニ依リ賃借人ノ權利義務ヲ承継シタル者ニ歸屬ス

(建物保護に關する法律の一部改正)

第三條 建物保護に關する法律(明治四十二年法律第四十號)の一部を次のように改正する。

第一條第二項を削る。

第二條中「前條第一項」を「前條」に改める。

(民法の一部改正)

第四條 民法(明治二十九年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。

第二編第四章中第二百六十九條の次に次の一條を加ふる。

第二百六十九條ノ二 地下又ハ空間ハ上下ノ範圍ヲ定メテ工作物ヲ所有スル為メ之ヲ地上權ノ目的ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ設定行為ヲ以テ地上權ノ行使ノ為メニ土地ノ使用ニ制限ヲ加フルコトヲ得

テハ土地ノ使用又ハ収益ヲ爲ス權利ヲ有スル者ハ其地上權ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第一條(借地法第十二條の改正規定を除く)並びに附則第二項、第三項及び第十項の規定は、この法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(防火地域内借地権処理法の廃止)

2 防火地域内借地権処理法(昭和二年法律第四十號)は、廃止する。

(罹災都市借地権臨時処理法の一部改正)

3 罹災都市借地権臨時処理法(昭和二十一年法律第十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「政令で」を「最高裁判所が」に改める。

(採石法の一部改正)

4 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「地上權に關する規定」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九號)第二百六十九條ノ二(地下又ハ空間の地上權)の規定を除く)」を加ふる。

第八條第二項中「明治二十九年法律第八十九號」を削る。

(不動産登記法の一部改正)

5 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四號)の一部を次のように改正する。

第一百一十一條に次の一項を加ふる。

民法第二百六十九條ノ二第一項ノ地上權ニ付キ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同項ニ掲ゲタル事項ノ外地上權ノ目的タル地下又ハ空間ノ上下ノ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ同條第一項後段ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

(経過措置等)

6 この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、

改正前の規定により生じた効力を妨げない。

7 この法律による改正後の借地法第十二條第二項及び第三項並びに借家法第七條第二項及び第三項の規定は、当該改正規定の施行前に地代又は借賃の増減の請求があつた場合には、適用しない。

8 この法律による改正後の借地法第十二條第二項又は借家法第七條第二項の規定は、地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三號)の適用がある地代又は家賃については、請求に係る増加額のうち、同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する。

9 この法律による改正後の借家法第七條ノ二の規定は、附則第六項の規定にかかわらず、当該改正規定の施行前に賃借人が死亡し、その施行後に相續人の全員が相続の放棄をした場合にも適用する。

10 旧防火地域内借地権処理法第二條第一項の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

理由

最近における土地及び建物の利用状況にかんがみ、借地借家に関する紛争の防止及び土地の合理的利用の促進を図るため、事情変更による借地条件の変更等の裁判の制度を新設し、地代家賃の増減請求、地上權等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 ます、政府より提案理由の説明を求めます。石井法務大臣。

○石井國務大臣 借地法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。最近における土地及び建物の利用の実情を見ますと、借地借家に関する紛争が相当多数にのほつております。これは、一面においては、宅地及び住宅などの社会的経済的事情によるものであります。他面においては、土地及び建物の利用に關する現行の法律制度上、当事者間の利益を調整し、紛争の発生を予防する面において、なお十分でない点があることにもよるものと考えられます。したがって、借地借家に関する紛争を未然に防止してその安定をはかることにも、土地及び建物の合理的利用を促進するためには、社会的経済的條件の改善に待つだけではなく、現行の法律制度を實情に即して改める必要があるものであります。この法律案は、かかる見地からいたしまして、借地法、借家法、建物保護法及び民法の各一部に所要の改正を加えようとするものであります。

以下、この法律案の要点を申し上げますと、第一に、借地権の目的たる土地の合理的利用を促進するために、事情の変更その他一定の要件が存する場合においては、裁判所は、当事者の申し立てによりまして、一切の事情を考慮した上で、非堅固の建物所有の借地条件を堅固の建物所有の借地条件に変更し、または増改築の制限を緩和する裁判をすることを、当事者間の利益の公平をはかるために他の借地条件を変更し、または財産上の給付を命ずる裁判をあわせてすることができるよういたしましたしております。なお、この裁判は、原則といたしまして、借地の所在地の地方裁判所が非訟事件の手続により行なうものとし、裁判所がこの裁判をするについては、鑑定委員会の意見を聞くことといたしております。

第二に、借地上の建物の取引を円滑にするために、土地の賃借人がその建物を他人に譲渡しようとする場合において、土地の賃借人が敷地の賃借権の譲渡または転賃を承諾しないときは、裁判所は、賃借人の申し立てによりまして、一切の事情を考慮した上で、賃借人の承諾にかわる許可を与えるとともに、当事者間の利益の公平を考慮し、その許可に地代の増額、金銭の支払などの条件を付することができることとしたしております。反面、賃借人の申し立てがあれば、相当な対価を定めてその建物を敷地の賃借権とともに賃借人に譲渡することを命ずることができるよういたしましたしております。なお、この裁判の手続も、第一の裁判と同様にいたしております。

第三に、地代または家賃の増減請求から生ずる

紛争を防止するために、その請求があつた場合の法律関係を明確にすることをいたしてあります。

第四に、借家人が相続人なしに死亡した場合において、内縁の夫婦または事実上の養親子の関係にあつた同居人の居住権を保護するために、建物の賃借関係の承継を認めることとしてあります。

第五に、建物保護法第一条第二項の規定によりますと、従来同条第一項の規定により第三者に対抗することができた借地権であっても、建物が滅失すればそれと同時にその対抗力が消滅することになります。このことは、その後施行された借地法の解釈との関係において疑義を生ずる結果となり、この規定を削除することによって疑義を生じないようにいたしてあります。

第六に、地下鉄、地下駐車場、モノレール等の施設の所有のために土地を立体的に区分して利用する場合の便宜を増進するために、工作物の所有を目的とする地上権は、地下または空間の部分に範圍を限定して設定することもできることとしてあります。

最後に、以上の改正に伴い、防火地域内借地権処理法を廃止し、不動産登記法等に所要の改正を加え、さらに、必要な経過規定を設けることとしてあります。

以上がこの法律案の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願いいたします。

○大久保委員長 次に、本案について逐条の説明を求めます。新谷民事局長。

○新谷政府委員 借地法等の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。この法律案は本文が四力条からなっております。第一条は借地法の一部改正に関するものでございまして、この中に借地法の関係の条文の改正を織り込んであります。第二条は借家法の改正に関するものであります。第三条が建物保護法の改正に関するものであります。第四条が民法の改正に関するものであります。それに附則がついておる次第でございます。

そこで、まず第一条の借地法の一部改正関係について御説明申し上げます。

そのうち、第八条ノ二の規定を新設いたしました。これは建物に関する主要な借地条件の変更等の裁判の制度を設けようとするものでございます。

第一項は、木造等の非堅固の建物の所有を目的とする借地権の設定後に、その地域が防火地域に指定されたり、または商業地域となる等の事情の変更に生じまして、現在当事者間において当該土地について合理的に借地権を設定するといつたし、すなわち、堅固の建物の所有を目的とする借地権を設定するのが相当であることとなつたというふうな場合におきまして、当事者間において非堅固の建物の所有の借地条件を変更して堅固の建物の所有のものとするにつきまして協議が成立しませんが、当事者の申し立てによりまして、裁判所は右の借地条件の変更の裁判をすることができるといたしてあります。

第二項は、増改築の禁止または増改築について地主の承諾を要する等の制限の借地条件が存しなす場合におきまして、借地人のしようとしたし、する増改築がその借地の通常の利用から申しまして許されるべきものであるにかかわらず、地主の承諾が得られないというようになすときは、借地権者の申し立てによりまして、裁判所は、当該具体的な増改築につきまして、地主の承諾にかわる許可の裁判をすることができるといたしてあります。なお、この場合には、増改築の制限の特約は、廃止されず、一般的に存置されることとなるわけでございます。

第三項は、裁判所が第一項及び前項の裁判をする場合において、当事者の利益の公平をはかるために必要がありますときは、他の借地条件の変更、たとえば地代の増額もしくは存続期間の延長をしまつたは一定額の金銭の支払い等を命ずることができるとしたものであります。なお、この場合の金銭の支払いを命ずる裁判は、強制執行に

関しましては、裁判上の和解と同一の効力があり、債務名義となるのであります。

第四項は、裁判所が前三項の裁判をいたすには、申し立ての要件の存否を判断するほか、借地権の残存期間から見まして堅固の建物の所有の借地条件に変更したり、増改築を許可するのが妥当かどうか、また当該土地の状況や権利金の授受の有無その他の借地契約に関する従前の経過その他一切の事情を考慮しなければならぬものといつたのであります。

第五項は、転借地権が設定されている場合には、転借地権に關して第一項から第三項までの裁判をするのみでは足りませす、その原借地権につきましても第一項から第三項までの裁判をする必要がある場合もございまして、転借地権者から転借地権のみならず原借地権に關して第一項または第二項の裁判を求め申し立てがございましたときは、裁判所は、転借地権及び原借地権に關して第一項から第三項までの裁判をすることができるといたしてあります。この場合にも、裁判所は、第四項の規定により一切の事情を考慮して裁判をすることを要するとは言ひませんが、ございませせん。

第六項は、第一項または第二項の具体的なそれぞれの事件につきまして、実情に適する妥当な裁判をするために、裁判所は第一項から第三項までの裁判をする前に、原則として、特別の知識経験を有し、実情に明るい者をもつて構成される鑑定委員会の意見を聞かなければならぬものとしておるのであります。

なお、第一項から第三項までの裁判は、後に説明いたしますように、その性質から非訟事件の手續によつてするものとしてあります。

第九条の改正は、一時使用のための借地権につきましては、その性質上、第八条ノ二の新設規定を適用する必要があるもので、そのことを明らかにしたものであります。

第九條ノ二の規定の新設でございますが、土地の賃借権の無断の譲渡または転賃に關する紛争を

予防いたしますため、一定の要件のもとに、賃借地上の建物の譲渡とともにその賃借権の譲渡または転賃につきまして、借り賃の増額、金銭の給付等を条件として賃借人の承諾にかわる許可の裁判の道を開くこととしたものであります。この場合におきまして、賃借人がみずから譲渡等を受ける旨の申し立てをいたしましたときは、右の許可の裁判にかえて、相当の対価で賃借人への建物及び賃借権の譲渡等を命ずる裁判をすることができるとしたものであります。

第一項は、借地権者が賃借地上の建物を特定の第三者に譲渡しようとする場合には、それに伴う敷地の賃借権の譲渡または転賃については民法第六百十二条第一項の規定により賃借人の承諾を必要とするのであります。その特定の第三者が賃借権を譲り受けまたは転賃いたしましたも、その第三者の経済的、社会的信用度等から賃借人に何ら不利を与えないにもかかわらず、賃借人が承諾を拒否しているときは、賃借人の投下資本の回収が困難となり、社会経済上不都合な結果となります。他方承諾を得ないままの譲渡または転賃が強行されることによりまして賃借借契約の解除をめぐつて紛争が生ずるおそれがありますので、建物の譲渡前に賃借人の申し立てによりまして、裁判所が右の賃借人の承諾にかわる許可の裁判をすることができるといたしてあります。この裁判におきましては、当事者の利益の公平をはかる必要がありますときは、賃借権の譲渡もしくは転賃がなされたときに同時に地代の値上げその他の借地条件の変更が生じ、または賃借人から賃借人に一定の金銭を支払つたときに右の承諾にかわる許可の効力が生ずるといたしてあります。

第二項は、裁判所が第一項の裁判をいたすには、賃借権の残存期間から承諾にかわる許可の裁判をするのが適当かどうか、権利金の支払いの有無その他の借地関係の経過または賃借人が賃借権の譲渡もしくは転賃を必要とする事情その他一切の事情を考慮して、具体的事案に於て妥当な裁判をすることとしたのであります。

第三項は、賃借人が第一項の申し立てをした場合には、賃借人は、裁判所の定める期間内に、賃借人の建物の譲渡及び賃借権の譲渡または転賃をみずから受ける旨の申し立てをすることができるといいたし、この申し立てがなされたときは、裁判所は、その対価等を定めまして賃借人への譲渡等を命ずるものといたしましたのであります。この場合には、賃借人の対価の支払いと賃借人の建物の引き渡し及びその移転の登記並びに土地の引き渡しとは同時に履行することとするのが公平でありますので、右の裁判におきましては、これらの義務の同時履行を命ずることとしたのであります。なお、この義務の履行を命ずる裁判は、強制執行に關しましては、裁判上の和解と同一の効力を有するものとし、債務名義となるものとしたのであります。

第四項は、第三項の賃借人からの申し立てにつきましては、賃借人からの第一項の申し立てが前提となっており、その賃借人の申し立ての取り下げまたは却下がなされたときには、当然その効力を失ふこととしたのであります。第五項は、第三項の裁判があった後において、第一項または第三項の申し立ての取り下げを一方的に認めますと、相手方の利益を害することになりますので、相手方の同意がなければ取り下げができないものとしたのであります。なお、第三項の裁判が確定したときは、当事者の合意がなされても、取り下げが得ないことは申すまでもございません。

第六項は、裁判所が第一項または第三項の裁判をいたすには、その前に、具体的事案についての受当な裁判が得られますように、専門的な知識経験を有し、事情に明るい者で構成される鑑定委員会の意見を原則として聞くものとしたのであります。

第九条ノ三の規定の新設であります。競売または公売によりまして第三者が賃借地上の建物を取得した場合に關しても、第九条ノ二とは同様の賃借人の承諾にかわる許可の裁判

たは賃借人の譲り受けの裁判ができるものとしておるのであります。

第一項は、第三者が競売または公売によりまして賃借地上の建物を取得いたしました場合に、それに伴う賃借権の譲渡につきまして、賃借人が不利とならないにその承諾をしないときは、その第三者の申し立てによりまして、裁判所が右の承諾にかわる許可の裁判をすることができるとしたのであります。もつともこの場合には、すでに、建物が譲渡されておきますので、当事者の利益の公平をはかる必要のあるときも、裁判所は、単に借り賃等の借地条件を変更しまたは財産上の給付を命ずるのみであつて、第九条ノ二の場合のように、これらの変更または給付を許可の効力の発生にからしめてはいないのであります。

第二項は、第一項の裁判をするにつきましても一切の事情を考慮する必要がある、また賃借人のみずから譲渡等を受ける旨の申し立てを認めるのが相当でありますし、さらに本項において準用します第三項の申し立てと第一項の申し立ての取り下げまたは却下との関係及び右の準用によりまして第三項の裁判があった後の第一項または第三項の申し立ての取り下げの制限並びに裁判前の鑑定委員会の意見聴取につきまして、それぞれ第九条ノ二の場合と同様の取り扱いをするのが相当でありますので、同条の第二項から第六項までの規定を準用したのであります。

第三項の規定でございますが、第一項の場合には、すでに賃借地上の建物が譲渡されておきますので、第一項の申し立てが何時にてもできることといたしますと、賃借人との法律関係を長く不安定なものとする弊害がありますので、競売または公売の代金を支払いました後二カ月内に限つて第一項の申し立てができるものとしたので、申し立て期間を制限したものであります。なお、第三者が第一項の申し立てをいたします前に、まず民事調停法による調停の申し立てをした場合におきまして、調停不調による事件の終了の通知または事件解決のための必要な決定の失効の通知を受

けましたときに、すでに右の二カ月の期間を経過しておきますときは、もはや第一項の申し立てができないこととなりまして不都合を生じますので、右の通知を受けました日から二週間以内に第一項の申し立てをしなければ、調停の申し立てのときに第一項の申し立てをしたものとみなしまして、その申し立てを適法のものとしたのであります。

第九条ノ四でございますが、賃借権につきまして適法な転賃借がなされている場合には、転賃借人がその転賃借地上の建物を第三者に譲渡しようとするときには、それに伴う賃借権の譲渡または転賃借につきましては、賃借人のほか賃借人の承諾を要することになりますので、第九条ノ二の規定によりまして転賃借人の申し立てによりまして賃借人の承諾にかわる許可の裁判を受けるほかに、さらに転賃借人の申し立てにより賃借人の承諾にかわる許可の裁判ができるものとする必要がございます。

そこで、本案は、第九条ノ二の規定を転賃借人と賃借人との間に準用いたしました。また第九条ノ三の規定を転賃借地上の建物を土地の転賃借人から競売または公売により取得した者と賃借人との間に準用するものとしたのであります。なお、賃借人が、第九条ノ二第三項またはその準用によりまして転賃借人の建物及び転賃借権の譲り受け等の申し立てをいたしました場合には、転賃借人の利益を考慮いたしまして、その者の承諾を得ることを要するものとしたのであります。

第十一條の改正でございますが、これは、第八條ノ二または第九條ノ二の規定に反する契約条件で借地権者に不利なものを失効させるのが相当でありますので、これらの約定がなされても、その約定がないものとみなすこととしたのであります。

第十二條の改正につきましては、本条による地代または借賃の増減請求がありました場合の法律関係を明確にするものであります。

請求がありました場合には、当然地代または借賃が適正額まで増額されるのであります。その適正額について当事者間に争いがあるときは、増額に關する判決が確定いたしますまでは、適正額が明らかでないこととなりますので、地代または借賃の支払いとこれに關連する借地契約の解除をめぐつて当事者間の紛争を生ずることが少くありません。そこで、かかる場合の当事者間の法律関係を明確にいたしますために、増額請求の場合の適正額について当事者双方の意見が一致しませんときは、その請求後も一応借地人がみずから相当と認める地代または借賃を支払えば足りることとしたので、後日判決によつて適正額が明確となりましたときに、請求の時にさかのぼつて不足額にその本来の支払い期後の年一割の割合による利息を付して支払うべきものとしたのであります。

なお、この改正によりまして地代または借賃の債務不履行を理由とする借地契約の解除の可否が訴訟で争われることがなくなり、もつぱら増額請求の適正額の確定のみに關する訴訟となりますので、この關係の訴訟が相当迅速化されることとなるわけでありませぬ。

第三項の規定の新設は、本条第一項の規定による地代または借賃の減額の請求がありました場合にも、第二項の増額の請求の場合と同じく、その適正額は、当事者双方の意見が一致しなるときは、判決によりその額が確定しますまで不明確でありまして、同じく紛争を生ずることとなりますので、減額請求がありましたとき、一応地主のみずから相当と認める地代または借賃を請求することができるといたしまして、後日判決により適正額が明確となりましたときに、その額をこえて受領した分につきましては、その受領の時から年一割の割合による利息を付してこれを返還すべきものとしたのであります。

第十四條ノ二の規定の新設であります。第八條ノ二第一項、第二項もしくは第五項、第九條ノ二第一項もしくはその準用規定、第九條ノ二第三

項もしくはその準用規定または第九条ノ三第一項もしくはその準用規定に定められた裁判の管轄裁判所を借地の所在地裁判所とし、例外的に当事者の合意によりその借地の所在地の簡易裁判所にも管轄権を有するものとしたのであります。

第十四条ノ三の規定の新設は、前条の裁判は、当事者間の実体上の権利義務の存否に関するものでなく、裁判所の後見的功能により当事者間の合理的な法律関係を形成するものでありますことと、原則として非訟事件の手續によることとしたのであります。

第一項は、この法律で特別の定めのある場合を除きまして、前条の裁判について非訟事件手續法第一編の規定を準用することとした、ただ、同法第六条及び第七条の規定は、この裁判の争訟的性格のため準用することが適当でなく、また第十五条の規定は準用することを必要といたしませんし、第三十二条の規定も、むしろ費用の予納を適当とし、國庫立てかえは合理的でございせんので、これらの規定を準用しないこととしたのであります。

第二項は、この法律に定めますものほか、必要な裁判手續は、最高裁判所規則により定めることができるものとしたのであります。

第十四条ノ四の規定の新設は、第十四条ノ二の事件の裁判が争訟的性質を有しますので、裁判の信用保持のため、裁判所職員の除斥、忌避及び回避につきまして訴訟の場合と同様としたのであります。

第十四条ノ五の規定の新設は、鑑定委員会の構成等を定めたものであります。

第十四条ノ六の規定の新設は、第十四条ノ二の事件の裁判の争訟的性質にかんがみまして、可及的に訴訟と同様の対審的構造をとることが適当であると考へますので、裁判所は必ず審問期日を開いて当事者の陳述を聞くべきものとしたし、また、当事者の審問期日には他の当事者の立会権を認めることとしたし、また、

第十四条ノ七の規定の新設は、第十四条ノ二の事件の裁判の争訟的性質にかんがみまして、裁判所の後見的功能を果したための職権による事実の探知及び証拠調べをいたすすか、訴訟と同じく当事者の申し出による証拠調べをすることとしたし、しかも右の証拠調べは、訴訟と同様の手續によることとしたし、その結果、当事者双方の立会権及び反対詰問権が認められることとなるわけであり、

第十四条ノ八の規定の新設は、当事者の了知しない資料による裁判を防止し、かつ、当事者の陳述及び証拠提出を尽くさせるとともに、あわせて第十四条ノ十の規定により裁判の効力の及ぶ承継人の範囲を明確にいたしますために、審問期日において審理終結宣言をするものとしたし、

第十四条ノ九の規定の新設は、建物に関する借地条件の変更に関する裁判、賃借権の譲渡もしくは転貸の承諾にかかわる許可または貸貸人の譲り受け等に関する裁判については、即時抗告を認め、これらの裁判は確定しなければ効力が生じないものとし、非訟事件の裁判が一般に告知により効力を生ずることの例外を明らかにするものとしたし、

第十四条ノ十の規定の新設は、前条第一項の裁判の最終の審問期日後裁判の効力の生ずる確定までの間に当事者の地位の承継がありました場合には、その承継人に対しまして、その裁判の効力を生ずるものとしたし、裁判が徒勞に帰し、承継人を生じた当事者の相手方に不利益を与えることになり、右の承継人に対しまして、裁判の効力が生ずるものとしたし、

第十四条ノ十一の規定の新設は、第八條ノ二第三項もしくは第五項、第九條ノ二第三項もしくはその準用規定または第九條ノ三第一項もしくはその準用規定の裁判で、財産上の給付を命ずるものにつきましては、既判力はないが、執行文の付与を受ければ強制執行の債務名義とすることができ、そのものが相当でありますので、これを強制執行に關しては裁判上の和解と同一の効力を有するものとしたのであります。

第十四条ノ十二の規定の新設は、第九條ノ二第一項またはその準用による裁判があつた場合に、当事者間の権利関係を不安定の状態のまま長く置くことは適当でありませんので、裁判確定後原則として六カ月内に借地権者が賃借地上の建物を当該第三者に譲渡しないときは、その効力を失うこととしたのであります。ただ、具体的事案に応じて、この六カ月の期間は、右の裁判において適宜伸長または短縮することができるものとしたし、

第十四条ノ十三の規定の新設は、第十四条ノ二の事件につきまして裁判所が適宜和解を試み、また調停に付することができることとするのが適当であるので、和解に関する民事訴訟法第三百六十六条及び第二百三十三条並びに民事調停法第二十条の規定を準用することとしたし、

第十四条ノ十四の規定の新設は、第十四条ノ二の事件の争訟的性質にかんがみまして、事件の記録を公開するものが相当であるので、記録の閲覧、謄写または謄抄本等の交付の制度を設けることとしたし、

第十四条ノ十五の規定の新設は、第十四条ノ二の事件の申し立て及び抗告の手数料を定めたものであります。

第十四条ノ十六の規定の新設は、第九條ノ二第三項またはその準用による申し立てが同条第四項の規定により効力を失いました場合に、裁判所が裁判費用の額及びその負担者を決定するものとしたのであります。

以上が第一条關係の借地法の改正に関するものであります。次に、第二条の借家法の一部改正に関するものについて申し上げます。まず、借家法の第七條の改正でございますが、これは借地法第十二條の改正と全く同じ趣旨でございます。

借家権が消滅し、同居の内縁の夫婦または事実上の養親子の關係にある者でも立のかざるを得ないことになり、これらの者の居住権を保護いたしますため、反対の意思表示をしない限り、これらの者が借家権及びその借家關係により生じた債權債務を承継するものとしたし、

第三条は、建物保護法に関する改正でございますが、その第一条は、第二項を削除することにより、その第一項は、これは建物保護法第一条第一項の規定により対抗力のある借地権の目的となつておきます借地上の建物が滅失した場合においては、その対抗力の存続について疑義がござい、

得た地主に対しては、建物が滅失してもなお借地権を対抗することができることを明らかにする趣旨であり、かかる關係について疑義のある本条第二項の規定を削除するものであります。

第二条は、本条の改正は、第一条の改正に伴う条文的整理でございます。次に、第四条の民法の改正關係でございます。民法の第二百六十九條ノ二の規定を新設することにより、これは地下または空間の一定部分にも地上権が設定できるものとし、

まず第一項の規定は、地下鉄、地下駐車場、地下商店街等の地下工物物や高架線等の空中工物物を所有いたしますために、他人の土地の地下または空間の部分のみを使用する場合は増加しておりますが、かかる場合に現行の地上権を設定するときは、その地上権が土地の上下に及びますこと、

から、土地の不必要な部分にも地上権の効力が及ぶこととなり、その部分の地主または第三者による利用ができなくなつて不経済であり不便でもござい、地下または空間の一定の部分のみに工物物の所有を目的とする地上権を設定することができ、

定の部分に前項の地上権を設定することができるものといたしまして、この場合には、右の承諾をした第三者は、その地上権の行使を妨げることができないものとしたわけでございます。

附則は、第一項は、この法律の施行期日を昭和四十一年七月一日とするものでありますが、借地法の改正中新たに非訟事件の裁判の制度を設ける部分並びにこれに関連する附則第二項、第三項及び第十項の規定は、最高裁判所規則の制定等の準備及び一般の周知期間を要する等の理由によりまして、この法律の公布日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める日から施行するものとしたのであります。

第二項は、防火地域内借地権処理法を存置する必要がなくなりまして、これは同趣旨の制度が借地法第八条ノ二の新設規定に含まれたわけでございますので、そういう関係でこれを廃止しようとするものであります。

第三項は、借地法の新設規定による鑑定委員会の委員の旅費、日当及び宿泊料を最高裁判所規則で定めることとするのに伴いまして、同趣旨の罹災都市借地権臨時処理法の鑑定委員会の委員の旅費等につきましても、同じく最高裁判所規則で定めることといたしますために、同法に所要の改正を加えるものでございます。

第四項は、民法第二百六十九条ノ二の規定が新設されることとなりましたが、探石権につきましても、同条を準用する必要があるといたしませんので、これを明らかにするため探石法に所要の改正を加えるものであります。

第五項は、民法第二百六十九条ノ二の新設に伴いまして、それに関する登記の手続を定めますため、不動産登記法に所要の改正を加えるものであります。

第六項は、この法律の改正に伴う経過措置の一般原則を定めたものであります。

第七項は、この法律による改正後の地代または借賃の増減請求に関する借地法第十二条第二項及び第三項並びに借家法第七条第二項及び第三項の

新設規定は、これらの規定の施行前に地代または借賃の増減の請求がありました場合に關して、附則第六項の原則によりこれを適用することは妥当といたしませんので、その適用のないことを明らかにしたものでございます。

第八項は、この法律による改正後の借地法第十二条第二項または借家法第七条第二項の規定は、地代または借賃の増減請求の場合の増加適正額について争いがありますときは、これを確定する判決がありますまで適正額が明らかでないことを配慮した規定でありますから、地代家賃統制令の適用がある地代または家賃につきまして統制額の定められている場合につきましては、少なくともその額まで増加すべきことは明白でありますので、増減請求にかかる増加額のうち統制額をこえる部分についてのみこれらの規定を適用することといたしまして、増減請求がありましたときは、その統制額までの地代または家賃は、支払うべきものとしたのであります。

第九項は、この法律による改正後の借家法第七條ノ二の規定につきましては、相続人全員が相続放棄をした場合にも相続人なくして死亡した場合に該当事項の適用がありますが、同条の施行前に借家人が死亡し、その施行後に相続人全員が相続放棄をいたしました場合にも、附則第六項の原則にかかわらず、同条を適用するものとしたしまして、内縁の夫婦または事実上の養親子の關係にあつた同居者の借家権の承継を認めることといたしたのであります。

第十項は、附則第二項による防火地域内借地権処理法の廃止に伴いまして、その廃止前に同法第二条第一項の申し立てがありました事件につきましては、廃止後もなお従前の例によるものとしたのでございます。

以上が借地法等の一部を改正する法律案の逐条説明でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○横山委員 議事進行について大臣にお伺いしたいのですが、こしはばらくの間に――商法並びに

いまの借地法、それから追って刑法が出てまいります。あと一カ月半ばかりの間に、庶民的に非常に関係のありますこれらの法案が慎重に審議されなければならぬのですけれども、何か新聞を見るころによりまして、少年法だとかあるいは先般お答えになりました会社更生法とか、まだまだ本委員会にとりましては重要な法案をお出しになるという気持ちもあるようでありまして、これでも出している予定がございましょうか。あまりおそくなりまして、実はわが委員会におきましては慎重審議ができませんので、おそくなるのでは困りますので、ちょっと何っておきたい。

○石井國務大臣 私のほうから提出いたして御審議願う問題は大体この程度でございます。ただいまお話のありました少年法のごときは、ただいま検討中でございます。それ等につきましてはまだ一般の意見等も聞きまして、今度の国会には出す心持は持っていないのでございます。

○横山委員 会社更生法は……

○石井國務大臣 これは今度には間に合わないだろうと思つております。

○大久保委員長 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○大久保委員長 次に、商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。大竹太郎君。

○大竹委員 まず基本的な問題についてお尋ねを申したいと思つておりますが、この提案理由の説明を拝見いたしますと、「現下の経済情勢にかんがみ、株式会社等の運営の安定をはかり、株式の譲渡の手續を合理化し、さらに株式会社等の資金調達の方法を容易に、かつ適正にする等のため緊急に改正を要する事項について」云々、こうなっております。お尋ねでございますが、わずかな字句にとらわれるわけではございませんけれども、今度の改正は、早急に改正を要するものというふうに言われ

てお尋ねでございますが、これらの早急に改正を要すると認められた経緯と申しますか、それをお伺いしたいと思つてお尋ねでございます。

同時にまた、早急ではないけれども、まあ根本的にゆくり考えて改正しなければならぬという点もあるというところは、このことは裏からも考えられるわけでありまして、と申しますことは、今度改正をしようとしております株式譲渡の問題一つ取り上げてみましても、いままで同じことに取り扱っておりましたのを、これは同族会社その他中小会社に主として適用されるのでございまして、また一方においてこれは提案理由の説明の中にもございまして、上場株のように大量に動かしておる大きな会社の株式については、いままで以上に流通しやすさという、ある意味においては矛盾した二つのものが取り上げられておるわけでありまして、これはもちろん申し上げるまでもなく現在の株式会社法によりまして、たとえば十人くらいの株主で、資本金も百万以下というふうな小さい会社もあつて、また何百億の資本で株主が何十万人もいるというふうな会社もあるわけでありまして、そういうふうなことを考えますと、単に株式の譲渡の問題だけでなく、たとえば株式の額面を、現在五十円のものが一歩多いわけでありまして、その後改正になって五百円になっておるといふことにやむを得ないとしても、何十億の会社と何十兆の会社と一体同じことであるのかどうか、またたとえば株主總會の規定あるいは公告の規定その他も、私は同じこととする必要はないのではないかと、私には同様に考えられるわけでありまして、これはなかなか広範にわたる質問でございますが、それらについて簡単に答えたいと思つてお尋ねいたします。

○石井國務大臣 この法案が急ぐような急がぬような形に見えるという問題でございますが、この問題はさほど急ぐ問題だということもないように見えますけれども、一日早ければ一日経済界には有効に働くのではないかと、こういうふうなことを考え

ますと、早くこれはきめたほうがいいのじゃないか、そりうりうりに思っておるわけでございますが、経済界の各方面から要望されたのでございませうが、それは関西経済連合会とか、日本経済連合会でございますか、それから東京商工会議所というふうな団体、それから全国株式懇話会連合会、いろいろな経済団体のほとんど一致した希望でございまして、その要望にこたえてどういふふうにしたらいいかという事は、私どものほうで各方面の要望等も考えながら、こりうりうりなところが適当じゃないかと思つて立案したわけでございます。

さて、そのお話の中で一番問題点は、株式会社が大いにと小さいのとピンからキリまでである、これが一番大きな問題と私も思つてございませう。たいへんなマンモス会社があるかと思つた、百万円にも満たない会社がある。これはたしか数字があつたと思つて、登記上存在する株式会社の本別数は次のとおりであるといふこと、ちよつと参考までに申し上げましよう。一億円以上が、まあ一億円以上だけでは少くばくとしておりますが、一億円以上が五千六百七十四、一千万円以上が四万一千四百八十九、百万円以上が三十六万五千九百七十七、百万円未満が二十八万八千五百七十四、計七十七万一千六百五十四という表が出ておるわけでございます。そりうりうりわけ、まことにどうもたいへんな開きが出ておるわけでございます。おっしゃつたように、これを一律に同じ株式会社といふことで律するかどうかという事は、これはわれわれのほうとしても問題になっており、法制審議会等でも長年論議されておるわけでございます。かと申しまして、これをどういふふうにしたらいいかというふうなこと、あるいは中小会社をこの際はもう株式会社でなしに有限会社にしたらどうかというふうな案も考えられたことがあるようにございませうけれども、いや、やはり株式会社のほうがいいというふうな案もございまして、また法制審議会なんかでは、株式会社の資本金の最低額をきめ

たらどうかというふうなことで、一応検討されたこともあつたらしいのでございませうけれども、これはどういふ結論を得なかつたというふうなこともございませう。お話しのように、これは非常に基本的な問題でございまして、私ども今度の問題は、目の前の問題だけ扱つたような形でございまして、こりうりうり基本問題はまだ扱つていないのでございませう。ぜひこれは扱わなければならぬ大事な問題だと思つて、法制審議会のほうともよく相談いたしまして、ひとつよく検討いたしました、こりうりうりうりに思つておるわけでございます。

あとは局長から申し上げます。

○新谷政府委員 法務大臣から御説明ございまして、たどりまして、今回の法律案は経済界から早急に改正を要望された問題を、この案の中に織り込んだわけでございます。会社法全般の問題につきましても、確かに、御指摘のように、いろいろな問題があるようにございませう。今後とも法制審議会を中心にしたしまして、その他の問題につきましても検討を加えてまいらる予定になつております。

ただ、御承知のように、この商法という法律そのものが、経済界の活動を基盤にいたしましてできておる法律でございます。むしろ、どちらかとお申しますと、経済活動のほうが先行いたしましたので、商法がそれを追っかけるというのが実情なのであります。ただ、その場合に、経済取引が二途に出る、あるいは三途に出るというふうなことで、秩序のない状態になりました場合に、これを規制していかなければなりません。商法は、そりうりうり経済界の実情をながめながら、実態に合ひる改正を行なつていくというふうな従来とも考えられておりますし、行なわれてきたわけでございます。とりあえずは部分的な改正でございませうけれども、特に経済界から要望の強い問題を法制審議会でも取り上げまして、このような案を出したというわけでございます。その他の問題につきましても、もちろん御意見のうちに今後十分検討しなけ

ればならぬものと考へております。○大竹委員 この基本的な問題だけでも、議論していれば、幾らでも思つておるものでありますが、まだほかの委員からも御質問があると思つて、私は打ち切りたいと思つておるけれども、いまの御答弁によりまして、経済界その他から要望があつたから、この点だけをとりあえず改正することにしたんだということでございますが、そりうりうりまた、またこの次の機会には、また部分的に要望の強いものを改正するというふうなことで、全体としては相当矛盾も出てくれば、ていさいも悪い法律になるといふふうにも思つておるけれども、何かこれは根本的に改正するという案を——これは、いろいろほかの問題もあつて、なかなかむずかしいとは思つておるけれども、やはり早急に考えられる必要があるのではないかと思つておる。この際、ひとつ御要望申し上げ、そして次の質問に移りたいと思つておるわけでございます。

まず、この株式の譲渡制限の問題でございませうが、これはたしか戦前の商法にはもつと強い、制限というより、むしろ禁止とでもいふべき規定があつたと思つておるけれども、これはたしか昭和二十五年の改正でございませうが、この譲渡制限の規定がなくなつて、十五年ばかりやつてみた上で、またここで再び、いま申し上げましたように、相当緩和されているようにありますけれども、譲渡制限の規定が出てきたことになつたわけでありませうが、一体、この譲渡制限の規定がなくなつてきた間に、どういふような法の不都合があつたのか、そしてまた最近どういふふうなこれが改正されなければならぬ強い必要性があるのか、それらのいきさつについて御説明いただきたいと思つておる。

○新谷政府委員 株式の譲渡制限につきましても、御説のように、昭和二十五年までは、制限あるいは禁止することができるようになつておつたわけでございます。その当時の株式会社の実情を私どもで調べてみました。日本橋の登記所の登記されておる面から、三百数十社につきまして、一つずつ

つ当たつて調べましたところが、二十五年当時の株式会社は八五〇近くが、譲渡制限の規定を置いておるわけでございます。一般的に申しますと、八〇〇ぐらいは譲渡制限をやつておつたであらうといふふうな申し上げて差しつかえないと思つておるわけでございます。このような譲渡制限をやりました理由は、株式会社と申しまして、同族社会的な、閉鎖的な株式会社もたくさんございませう。また開放的な株式会社もございませうが、閉鎖的な株式会社におきましては、その株主相互間の信頼関係に立つて、会社の運営といふものが行なわれるわけです。相互の気持ちの合つたものが融和して円満にやつていきますためには、だれが株主になつてもよろしいといふふうな形をとらないほうが望ましいのだといふことも一つの理由であつたと思つておる。また小さな会社でございませうと、外部からの支配を受けやすい、手つとり早いことばで申し上げますと、会社の乗つ取り等も比較的容易に行なわれるといふふうなことも考えられたわけでございます。

二十五年の改正によりまして、株式の譲渡について制限等の規制を加えることができないように、全くの自由な制度にいたしましたのでございませうが、その後株式会社の実態は、ただいま法務大臣からおっしゃいましたように、百万円未満の会社も非常に数が多いわけでありませう。一千万円未満の会社といふものが大多数であると申しても過言でないような状況でございまして、こりうりうり小さな会社につきましては、昭和二十五年当時の状況とあまり変わらないのではないかと。会社の融和をはかり、また外部資本の浸透を避けて、こしんまりと同族社会的な、家族的な株式の運営をやつていこうという場合には、やはり株式の譲渡制限を行なつて、会社の経営の安泰をはかつていくといふことが望ましいといふことになつたわけでございます。そりうりうり小さな規模の会社が非常に多い現状におきまして、やはり株式の譲渡制限をすることによって、その会社の経営の安定をはかるべきで



ある、こういう趣旨で、今回の改正を行なった次第でございます。

○大竹委員 それでこの問題も、先ほど御質問いたしたように、主として同族会社、中小会社というものに必要性があるということで、再び商法の上で取り上げられることになっておりますが、規定そのものでは、資本金その他でどれだけ以下の会社に適用になるといふことにはなっておらないのであります。大規模の会社にもこの規定によって制限をしてもいいことになるわけであり、特に出場されておる株というふうなものを考えました場合に、出場株でも、最初から制限をしてあげれば、そういう株は出場ならぬという場合もあるのでは、かと思つておりますが、現在出場されている株が、この制限を受けたという事になると、そこに非常な混乱とでも申しませんが、そういうものが起きるやに思われるのであります。そういう点についてはどう考へておられますか。

○新谷政府委員 確かに、出場されております株式につきまして、譲渡制限が行なわれますと、これはその譲渡制限の効力が発生しましたときから自由な譲渡が制限されることになり、上場株の取引という面からいいますと、混乱が生ずるといふことも一応考へられるわけでございます。しかし、御承知のように、現在出場されております株につきましては、大蔵大臣の認可に基づきまして、上場審査基準あるいは上場廃止基準という基準が設けられております。これによりまして、会社の規模とかあるいは株式の数とか、いろいろの要件にはまつたものを上場し得る、そうでなくなつたものは上場できなくなるといふことになっておるわけであり、現在上場株につきまして、この譲渡制限を行なつておられますか、やはりその上場基準の問題が関連してまいりますのであります。おそれるこの法律が成立いたしますと、上場審査基準あるいは廃止基準というものにつきましても改正が行なわれることになると考へておるわけでありまして、これは大蔵省当局もそのよう

な考へでおるようであり、もしも譲渡制限の定めができませんと、これらの上場に適さない株式という事になりますので上場廃止ということになるわけでございます。ただ上場されておる株式会社というものは、御承知のように非常に大きな会社で、株式も多数に発行しておる会社であります。今回の株式の譲渡制限は、先ほど申し上げましたような趣旨において必要な会社において譲渡制限を認めようということでございますので、定款の変更を要するわけでございます。この定款の変更も一般の変更決議では足りないことになりまして、特に決議要件を厳格にいたしました。

そのような次第もございまして、現に出場されておる会社につきまして、この譲渡制限が行なわれるという事は、まず普通の場合でございまして、上場されておる会社は、この譲渡制限が行なわれないかといふ事に考へられるわけでございます。かりに譲渡制限をしなければならぬといふことになり、一応上場の取りやめをやって譲渡制限を行なうか、あるいは譲渡制限が効力を発生させれば、上場廃止基準に該当して上場からははずされる、こういうことにならうと思つております。当初から譲渡制限のある会社でございまして、上場されないことはまず間違いないと思つております。

○大竹委員 いまのお話で大体わかつたのであります。大蔵省の定められておる上場基準といふものは、これは法律でありますか、それとも内規でありますか。六法なんかにはそういうものがなつておると思つておるわけですが、それをひとつあつてこちらへ資料として出していただきたいと思つておるわけでございます。

○新谷政府委員 これは証券取引法に基づいてやっておることであります。どういふことになつておるかという詳細につきましては、別途資料を差し上げることになります。

○大竹委員 それで譲渡制限の株式の譲渡の問題に関連してありますが、それならば、制限のあることを知らないでたまたま買ひ受けた人があるという事になりますと、少なくともこれは会

社に対していわゆる株主になつたという事は対抗できない。当事者間の問題は別といたしまして、少なくとも会社に対しては対抗できないといふふうに考へてよろしいのであります。

○新谷政府委員 譲渡制限のあります株式を知らないで買ひ取つたといふふうな場合には、もちろん会社に対して自分が株主になつたといふことを主張できません。そういう意味におきまして会社に対して対抗できない、こういうふうに解釈されるわけであり、

○大竹委員 次に、会社が承認しなかつた場合には、いろいろ繁雑な規定——これはもちろん株主が投下した資金を回収するためには、いろいろ繁雑でもこういう手続をして保護する必要があると思つておられます。戦前には、たしか制限禁止の規定があつただけで、こういう繁雑な規定はなかつたと思つておられますが、それならば戦前にはどういふような制限の株は持つたきりでどうもならなかつたのか、その当時の実情をおわかりだつたら……。

○新谷政府委員 確かに二十五年の改正以前におきましては、株式譲渡制限に関する定めができません。禁止に関する定めができるという規定だけございまして、自後の手続がございせん。したが、いまは、かりに発行会社のほうで株式の譲渡を承認いたしましても、その承認を受けたものと株主との間の取引がうまくいつたかどうかといふことについては、実は保証されてないわけでございます。私その当時どのようにしておつたかといふことを実は存じませんが、おそらくすべて円滑に問題なく株式の取引が行なわれた、あるいは訴訟にも何にもならないでそういう取引が行なわれたといふことは保証されません。これを、譲渡制限がございまして株主のほうで売りたいという希望から今回のような規定を設けたのであります。やはり譲渡制限がありまして、完全にそれを押さえてしまふ、禁止するといふことは適当でございせんので、株主の投下資本を回収してやるという株主の立場も考へなければいけません。

何かそこをせむ売りたいという場合には、その売る道を考えていかなければならないといふので、繁雑なようではございせんけれども、規定をいろいろ置かして、必ず売りたいと思ふものについては売れる道を開こうじやないかといふので、今回のような規定を置いたわけであり、これがございせん、と、せつかく売りたいと思つても、売れないといふふうなことも生ずるのではないかと。戦前もそういうことがあつたと思つておられます。そういうことを考へておりました。繁雑ではございせんけれども規定を置いた次第であります。なお条文の規定全体をごらんいただきました。非常に長い規定でございますけれども、それぞれの場合場合によりまして、株式会社の承認があつたものとみなすといふふうな段階を置くことになっておられます。

したが、いまは、それほど御懸念になるほどめんどうな手続を全部の株式譲渡についてとらなければならぬかといふことになり、必ずしもそうではあるまい、このように考へておられます。

○大竹委員 ただ私お聞きしたいのは、戦前にはこういうめんどうな規定はなかつたといふふうな事、それからいふゆる制限じやない、禁止もできないといふふうな事、もうそういう株主といふものは、これは譲渡できないのだといふこと、これは譲渡できないのだといふこと、もしだれかに売つて金にしたのだといふことになると、こういうふうなめんどうな手続が必要だといふふうな事になるようにも思われるので、そういうふうな事を考へますと、戦前はこれに関しての訴訟とか争いといふふうなものが相当あつたのじやないかといふふうにも考へられるのであります。そういう資料といふ事、統計とかといふものはございせんか。

○新谷政府委員 ただいまのところ二十五年以前の株式譲渡制限にからまる訴訟事件といふものの実態がわかつておりません。一応調査いたしました。ございまして、差し上げたいと思つておられます。

○大竹委員 それで、非常に長いいろいろな規定がありますが、順々に読んでいくと、非常に理屈

に合っているので、よくわかるのでありますが、それにいたしても、これを全部この手続をやると、一週間とかなんとかいろいろのをみな足してきますと、たしか四十幾日かかる計算になるかと思ひます。こゝろ、いろいろ繁雑な規定——どつちかといへば、これは競売法か、何か手続法に規定するのが一番いいくらいに思われるようなことであるが、結局、こゝろいろいろめんどりのものは、それだけでめんどりがつちやつて、こゝろものはあまり利用しないというよりなにもなりかねないように思われるのでありまして、何とかもう少し——そうかといつて、それならおまゝに示せと言われてもあれでありますけれども、もう少し何とか簡略な方法をお考えになれなかつたものかどうか、そゝろいう点を伺いたい。

○新谷政府委員 この法律でいろいろ手続を書きましたのは、売主と買主との間の相談がまとまりません場合に、株式を売ろうとする者の利益を擁護しなければなりませんので、できるだけそれが処分できる道を開こうというのでつくった規定でございます。もちろんこれはすべての株式の譲渡についてこの規定が適用になるものではございません。多くの場合には、相手方との間の話し合いがつくだろうと考へられますので、協議がととのいますれば、もうこの規定は一切適用ございませぬ。最後の保証という意味でこの規定を設けたわけでございます。おそらく大部分の場合には、相手方との話し合いによりまして円滑に株式の譲渡ができる、このように考へておるわけでございます。

○大竹委員 それから会社のほうでだれに売れということを指定するようになっていくわけでありませんが、これを売る方で拒否した。たとえば、会社がきめた人間を、あの人間はいやだといつて拒否した場合には、結局、それで換価の方法はないといふふうに解してよろしいのでありますか。

○新谷政府委員 株式を処分しようとする者の希望をできるだけ実現させるためにこの手続を設けたわけでございますので、会社の指定した者に対して

して株主がその株を売らないということでございます。またすれば、これはもちろん譲渡の目的は達成できません。

○大竹委員 それでは会社は一人だけ指定して、その人間を相手方が断つたら、あとは一切責任は負わぬということになるのですか。その人間がだめなら、この人間はどうかだといふ義務はないといふことよろしいですか。

○新谷政府委員 会社の指定を受けた者が、自分がそれを買い取りますといふ申し出をいたしますれば、そこに売買契約が成立するわけでございますが、いまおっしゃいますのは、株主のほうでその相手方はいやだと言つた場合でございます。指定がない状態のまま、指定がございまして、その指定を受けた者が買い取りの意思表示をしない、しかも株主もその者に売ろうとしないという場合にはそのまゝになるわけでありませぬ。しかし、会社から指定を受けた者が、自分が買い取ります、こゝろ言へばそこに売買契約が成立するわけでありませぬ。そこでこの手続に乗つてまいりまして、この手続を履行しませぬと売買契約を解除になるといふ場合が出てくるわけでありませぬ。

○大竹委員 次に、定款変更については、譲渡制限を定款に規定するための手続は非常にむずかしい手続になつて、株主の過半数、それから株式の三分の二以上という珍しくむずかしい制限になつていくわけでありませぬ。

○新谷政府委員 御質問の趣旨は、今回の譲渡制限につきまして新しく定めまして三百四十八条の規定によりまして、譲渡制限の定款変更決議をいたしますには、総株主の過半数の賛成と、発行済み株式総数の三分の二以上の賛成を必要といたしまして、決議要件を厳格にいたしましたわけでございます。

○大竹委員 この不統一行使の場合には、もつと研究したいと思つておりますが、もちろん個数を計算する場合には正確に出るわけですが、第一、不統一行使をする場合には、不統一行使の内容といふものが、不統一行使をする旨を通知しろといふふうになり、たしかこの条文の上ではなつていないのであります。一体その内容を通知する必要があるものでありませぬか。たとえば三人から株式の信託を受けているといふようなことになりませぬ、一人で三人の株主権を不統一行使できるというふうに考へるのでありませぬ、そうなるといふわけは三個の株主として、三個の投票権を持つといふふうに考へられる、それではほんとうの不統一行使にならぬように思ひますが、その点一体どう考へておられますか。

○新谷政府委員 新設の第二百三十九条の二の規定によりまして、株主が二個以上の議決権を有しますときにはこれを統一しないで行使することができるようになりました。その場合にあらかじめ会社に対して書面その旨を理由とともに通知する、こゝろ、こゝろに規定いたしております。いま仰せのように形式上の株主がおりまして、その背後に実質上の利益を受ける株主と申しますか、それがおります場合に、この株主の意向を反映して、その指図に従つて形式上の株主が議決権を行使できるようにしようというのがこの不統一行使の趣旨なのであります。したがつて、実質的に株主として利益を享受するものが三人おりましたら、その三人の指図に従うわけでありませぬ。議案に対して甲という者は賛成、乙は反対、丙は賛成といふ場合には、甲と丙につきましてはその株数に応じて賛成の議決権を行使し、乙につきましては賛成の議決権を行使し、乙に反対の議決権を行使するわけでございます。事前に会社に對しましてその旨を通知しなければなりません。この場合には甲の分あるいは丙の分について賛成をし、乙の分について反対をするといふところまで通知する必要はないわけでございます。不統一行使をするといふこと、その理由を通知すればよろしいわけでありまして、自分甲、乙、丙から株式の信託を受けておるので、これに基づいて甲、乙、丙のために、統一しないで議決権を行使する、こゝろ、こゝろ通知すればよろしいのだと解釈いたしております。

○大竹委員 そこで、どうも私納得できない点があるのですが、さきの御話だと、たとえば十人の株主がいてそのうちの一人がいわゆる不統一行使をした。さきの御意見だと名譽上の株主は十人だけれども、その場合においては一つだけふやして株主の総数は十一人ということにおやりになるのでありませぬ。やはり株主の数は十人としてお勘定になるのですか。これをちよつと……

○新谷政府委員 株主名簿に登録されております株主がかりに十人といたしまして、そのうち一人

が不統一行使を行なうということになりますと、残りは九人でございまして、したがって、こればかりに五人が賛成、四人が反対ということになっておりますときに、残る一人が不統一行使をいたしました、一部分は賛成、一部分は反対、こういうことになるわけでございます。その場合に、本来賛成いたしております五人というものがございまして、それに対してさらにこの議決権の不統一行使をいたしました株主が賛成の表決をいたしますと、それに一人加える。それからまた反対の議決権行使をいたしました者が四人でございます、不統一行使をいたしました者を、やはり一人として反対のほうへ加えられる、こういうことになるわけでありまして、(横山委員「全部で九人の場合はどうなる。四、四で一人」と呼ぶ)全部で九人の場合は、四、四で一人でございますと、それで五、五、こういう結果になります。

○大竹委員 そりすると、株主の過半数というんだから、やはり株主は十人にするのですか。十一人の過半数ということになるのですか。その点はどうなんですか。いまの御答弁でははっきりしないように思っております。

○新谷政府委員 結局、九人のところへ一人、一人加わるわけでございますから、十一人が基礎になる。その過半数でございますから、六人あればそれで足りる、こういうことになります。

○大竹委員 私はそこが問題だろうと思っております。いま三人から信託を受けておつて、そのうち二人が反対で一人が賛成というふうな場合に、反対のほうだけは一つしかそこへ加えないで、そしてそれを株主の総数——名簿上は十人だけけれども、その反対のほうの不統一行使の部分で一人だけふやして十一人として、その過半数という計算をされるということは、私にはどうも納得がいかないんで、やはりほんとうから言えば、その信託の内容によって、三人いるなら三票そこへふやして、そしてその過半数ということにされるのが理屈に合うのじゃないか。その一つだけふやして

十一にして過半数という計算をされるというその基礎が、私はどうも納得がいかぬのであります。

○新谷政府委員 ただいま申し上げました例で形式上の株主、つまり株主として株主名簿に記載されております者はAという者が一人でございます。ところがそのAという者に対して甲、乙、丙という者が株式の信託をいたしております。そういったし、その信託の内容によりまして甲、乙、丙が利益配当金をAから交付を受けるというふうな契約があるわけでございます。そういう場合に、実質的にその株主としての利益を受けております者は甲、乙、丙でございます。Aはただ形式的に株主名簿に記載されておる株主にすぎないわけでありまして、しかし、議決権の行使という株主権を行使いたします際には、株主名簿に記載されておる者でなければ議決権の行使はできません。したがって、実質上の株主としての利益を受ける者が三人おられます。十人おられるよりも、株主としての権利を行使するのはA一人でございます。ただ、Aがその議決権を行使いたします際には、実質上の株主、つまり株主名簿に記載されておる者でなくとも、実質的に株主としての利益を受けておる、その背後にある実質上の株主の意向に従つて、その議決権を分けて議決権の行使をするにすぎないわけでありまして、したがって、ただいまの十人の場合に、五対四となつておりますときに残る一人が一部賛成、一部反対ということをやりますときには、それぞれにやはり一人ずつ加えざるを得ないという結果になるのではないかと思つております。

○大竹委員 またあとでこの不統一行使のときに譲ることにして、譲渡制限の問題をいま一つだけお聞きしておきたいと思つております。

もちろん、会社の安定、俗に言う会社の乗っ取り、そういうものを防ぐためにこういう規定を設けるということ、これはその面から見ますと、私は非常にけっこうな規定だと思つておりますが、

しかしこういう会社に出資している人たちといったしますれば、一面また早急にこういう株式を金にかえたいということもあり得るわけでありまして、ことによくあることであります。最近では同業者なんかが一つの会社をつくつておるというふうな場合においては、仲間うちにあまり知られないで、その株もつてちよつと金融したいというふうなことは相当あると思つております。これでは、取締役会にかけてみんなの承認を得て、みんなに自分の財産ぐあひまでみんなわかちやうというふうなことになる、そういう面から今度はそういう会社には金を出さないという以上はなかなかに金融が容易にできないということ、非常に困るといふようなことも出てくると思つております。そういう面でも何かこれは通産省あたりの関係にもなると思つておりますが、仲間うち

の考えを考へる必要があるのではないかと、ふりにも私は考へられるのであります。そういう点は何か考へがあるものでありますか。

○新谷政府委員 いまの御質問の御趣旨は、株主がその株式を利用して金融を受けるなどという場合のことではないかと思つて、先ほど申し上げましたように、株式の譲渡制限の定めをいたしますには、できるだけ株主の意向をその決議に反映させるといふ措置をとりまして、議決要件を厳格にしたわけでありまして、したがって、この要件を満たす限りは、やはり株式会社における多数決の原則によつてその定款が定められることになるわけでございますから、その株主としても多数の意向に従うというものは、これは当然なことであらうと思つております。それは申しますもの、どうしても自分はその譲渡制限には反対だといふふうな株主も確かにあらうと思つて、そういう場合のことを考へまして、そういう反対の株主のために、会社に対して自分の株式を

買ひ取つてもらうという買ひ取り請求の道を開き

まして、そういうことによつて株主の利益の保護をはかるということを考へておるわけでありまして。

○大竹委員 あんまり時間がかりますから、次に移りたいと思つております。

額面株式と無額面株式との間の変更であります。聞くところによりますと、現在、日本の株式会社では、無額面株式を出している会社は非常に少ないということをお聞かしておりますが、何かそこその資料をお持ちでありますか。どうか。そしてまた、せっかくこの無額面株式というものを出したのに、一体なぜこの無額面株式の発行というものは少ないのか。そしてまた、今度の発行に、相互間の変更が自由にできるようにするということ、株主に対してだけ便利なのか。また、反面からいって、これをやらぬことによつて株主がどんな不利益、不都合を受けるのか。それらの点を簡単に御説明を願ひます。

○新谷政府委員 現在わが国におきまして無額面株式を発行しております状況につきましては、実は数が非常に少いと思つております。資料といたしまして、皆さま方に差し上げました参考資料の八十七ページでございますが、無額面株式の発行状況の資料を載せておきました。これによりまして、三菱倉庫、富士製糖、住友金属工業の三社が、現在無額面株式を発行いたしておるわけでありまして、この額面株式と無額面株式という区別を設けたわけでございます。これは、そもそもこのように二つのものを認めました理由は、御承知のとおり新株を発行いたしました資金を調達しようという場合に、額面株式でございますとその券面額以下で新株を発行ができません。そこで、無額面株式をつくることによりまして、その制約から離れて資金を調達できるということになるわけでありまして、無額面株式でございますれば、額面がございませんで、額面以下で発行してはならないという制約がないわけでございます。会社のそのときどきの経営状況、あるいは株価の状況によりましては、一般の額面株式が券面額を割つておるとい

うふうな場合に、新株の発行ができないことになりま... 無額面株式と無額面株式に差別があるのじゃないか、不利益があるのじゃないかと思われ... 無額面株式というものが一本で統一されておりました、

ところが、わが国におきましては、昔から額面株式というものが一本で統一されておりました、無額面株式というものが一本で統一されておりました、

額面、無額面のゆえをもつて差異は全く出てまいらないわけでございます。ただ、このようにいたしておきますと、株券を併合いたしますときに、額面株式と無額面株式と二つありますと、同一の券面額のものでないわけでございますので、これを併合するのが不可能であるという不都合がございますの、それから、せつかく無額面株を出しておりましたも、会社の株式事務を扱う面から申し上げます、非常に複雑な手数がかかるということになりますので、無額面株式を額面株式に統一してしまふことも許したほうがいいのではないかと、また逆の場合も同様理由によつて変更を認める必要があるのではないかと、額面株式、無額面株式の相互の変更を認めるということにいたしましたわけでございます。

○大竹委員 そろすると、お聞きしたいのであります、無額面株式を額面株式にする場合でありますが、無額面株式を額面株式にするには、一体割合をどこの基準に置いてきめるのですか。

○新谷政府委員 無額面株式を額面株式にいたします場合にも、無額面株式一株が額面株式一株ということになるわけでございます。特に割合という問題は起きないと思ひます。

○大竹委員 そろすると、五十円の株式を四十円で出した、そういう場合にも、今度は変更を求めるときには、無額面株式を五十円の額面株式一株にかえてもらえるのですか。

○新谷政府委員 御質問の趣旨はおそらく資本の額に影響するのではないかと、五十円の株を發行いたしております際に、無額面株で四十円の株を發行したといたしますと、資本の総額におきまして、無額面株式の發行済み株式の総数をかけたものが資本の額になるわけでありま。したが、いまして、全部が五十円の額面株式の場合と比較いたしますと資本の額が少なくなつておる。それにもかかわらず、なおかつ無額面株式から額面株式に無条件で変更を許すということにいたしますと、資本の額が全部五十円の額面株式を發行した場合より少なくなつておる、これでは会社の資本が充実しないという結果になります。そのような場合にはこの変更を認めないというふうに法律に定めておきます。つまり、かりに無額面株式を全部額面株式に変更したと仮定いたしました、その株式総数を額面額にかけた金額、少なくともそれだけの資本の額がなければならぬ。それ以上の資本の額がある場合に限り、無額面株式から額面株式への変更を認めよう、こういうふうな規定の上で明らかにしたわけでございます。

○大竹委員 そろすると、いまのように五十円のものに四十円で充り出したというふうな場合には、額面株式に移転できないということになるのじゃないですか。その点はどうか。

○新谷政府委員 そのものの状況でございます、これはできない。しかし、その準備金を資本に組み入れるということ等もございまして、資本の額はふえるということも考えられます。そういういたします

ますと、無額面株式を五十円として計算いたしましたも、なおかつ資本の額は余りがあるという場合には、これは無額面株式を額面株式に変更しても差しつかえないわけでございます。そうでない場合、つまり、四十円の無額面株式を發行して、資本の額もそれを基礎にのみして、そのままになつておるといふふうな場合には、無額面株式から額面株式への変更はできない、こういうことになると思ひます。

○大竹委員 そろすると、いまの商法の規定からいふと、再評価積み立て金でも資本に組み入れた場合はほかは、ほとんど、額面以下で發行した場合には、無額面株式から額面株式に変えることはできないように思ひますが、その解釈はよろしいですか。

○新谷政府委員 そのとおりでございます。○大竹委員 次に、あとでまたお聞きしますが、転換社債の場合には、株主名簿の閉鎖期間内でもたしか株券に転換できるように今度改正されたようでありま。額面株式と無額面株式との間の転換は、名簿閉鎖期間内でもできるのですか、できないのですか。

○新谷政府委員 額面株式、無額面株式の変更が、株主名簿閉鎖期間内に行ふことができるかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、額面株式を持つておる者と、無額面株式を持つておる者との間に、権利の相違はございません。したが、いまして、すでに無額面株式を持つておる者でございますれば、株主の名簿閉鎖期間内にそれを額面株式にいたしましたも、その議決権には影響はございませんので、これはその期間内といえども変更の請求はできる、こういうふうな考えております。

○大竹委員 それからも一つ、これは規定を私まだよく見ておりませんが、あれですが、念のためにお聞きしておきますが、この転換は定款でできないというように禁止規定を置くことができますか。

○新谷政府委員 定款で別段の定めをすることは差しつかえございません。○大竹委員 もう時間も相当でありますし、私、恐縮ですが、またこの次お話し願うことにして、この程度で打ち切りたいと思ひますから、お許しをいただきたいと思ひます。○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は四月一日、午前十時から理事会、午前十三時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後零時三十四分散会

○大竹委員 それからも一つ、これは規定を私まだよく見ておりませんが、あれですが、念のためにお聞きしておきますが、この転換は定款でできないというように禁止規定を置くことができますか。

○新谷政府委員 定款で別段の定めをすることは差しつかえございません。○大竹委員 もう時間も相当でありますし、私、恐縮ですが、またこの次お話し願うことにして、この程度で打ち切りたいと思ひますから、お許しをいただきたいと思ひます。

○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は四月一日、午前十時から理事会、午前十三時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後零時三十四分散会

Table with 2 columns: 誤 (Mistake) and 正 (Correction). Rows include items like '二 末 六 訴訟事で 申し立て' and '三 調査十分 ます。地方 ます。地方 東京 行つて 行つて'.